

液体クロマトグラフィー研究懇談会

「優良企業認定委員会」 規程

(設置)

- 第1条 (公社) 日本分析化学会液体クロマトグラフィー研究懇談会 (以下、LC懇) に「優良企業認定委員会」(以下、委員会) を設置する。
- 2 委員会の運営については、別に定める内規による。

(目的)

- 第2条 本規程は、LC 及び LC/MS 分野における企業を製品の性能・品質並びに社会的責任 (CSR) の遂行状況に基づいて評価し、ユーザーが製品を選択・購入する際に有益な判断基準を提供する事を目的とする。

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、LC 懇の運営委員会で選任された 8 名とする。
- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
 - 3 委員及び委員長は重任を妨げないが、毎年度、選任する。

(認定)

- 第4条 委員会は、別に定める内規に則り、毎年度末までに優良企業の見直しを行って優良企業候補を選考し、運営委員会に報告する。
- 2 委員会は、運営委員会が優良企業候補の中から次年度の優良企業を決定・公告するための助言を行う。

原案作成 2018年8月3日 (中村 洋)

原案承認 2018年9月20日 (2018年度第6回運営委員会)